

# くみあいニュース No. 95

2014. 2. 27 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行  
[kitunion@mbox.kyoto-inet.or.jp](mailto:kitunion@mbox.kyoto-inet.or.jp)

## 現給保障廃止の4月強行を糾弾する！

### —法人、H26年1/2廃止、H27年以降全廃を提案—

2月18日、法人は、職員組合に対して、平成26年4月1日より、2005年の給与引き下げにともない実施してきた現給保障を2分の1に抑え、平成27年4月からは全廃するという案を提案しました。理由は、国家公務員での実施に倣うということです。平成26年度は半分だけ保障を残し緩和するという提案ではありますが、組合は、現給保障廃止については、労働契約法第8条、9条に違反した「一方的不利益変更」であり、断固反対の立場をとります。以下にその論点を記します。

#### 1. 現給保障廃止の影響の甚大さ

1月1日の昇給の結果、現時点では、45名の教員、4名の職員が現給保障を受けている。定年年齢が高く昇給幅が抑えられている教員の割合が必然的に多い。この何年かの給与構造改革で高齢教職員の昇給が抑えられているので、給与が回復しないのは当然である。現在、保障されている額は、年額40万円以上が6名、20万円以上40万円未満が18名、10万円以上20万円未満が12名と、総じて高額であり、これを減額されたときの生活に与える影響はあまりに甚大である。

#### 2. 国家公務員準拠の不合理性

法人は、廃止の理由を「国家公務員にならうべきだから」と述べている。法人も認めたように、そもそも国立大学法人の事務職員給与は国家公務員給与の平均より低く、改善を要する。また、定年が60歳であり回復がほぼ終わっている公務員と65歳定年の大学教員を同列に議論して、高額の現給保障を一気に廃止するのは合理性に欠く。法人は、人件費に占める教員の給与が高額だから教員の現給保障を打ち切るのが当然のように主張しているが、人件費のバランスは本学のマネジメント全体の問題であり、個々人の教職員の現給保障を打ち切る理由にはならない。個々人が懲戒を受けたわけでもない状況で、一方的に給与を引き下げられることに何の合理性もない。

#### 3. 現給保障廃止の必要性

今、全国各地で争われている賃金回復裁判では、被告となった国・文科省は、「運営費交付金は渡し切りであり、その用途は法人の裁量にある」と陳述しており、国は、国立大学法人に対して、国家公務員給与制度の実施を強制していない。本学の現給保障の全額は年間1千万円ほどであり、しかも定年退職にともない、年々確実に減っていくものである。法人の裁量で十分に継続可能と考えられ、必要性にも乏しく、労働契約法が禁止する一方的不利益変更に対応する。

#### 4. 誠実交渉義務を果たそうとしない拙速なやり方

昨年12月4日の交渉では、山下前事務局長は、「昇給抑制とは性質が異なるものであり、また、国が実施したから本学も実施するということでは説明できないと認識しており、各個人への説明が必要である」と回答した。「4月からの打ち切りを遅らせることや、保障額を半分程度にするという譲歩もあり得る」と述べ、「4月1日実施にこだわらず、よく話し合っって慎重に考えたい」と述べていた。組合は、その後の2回の交渉でも、緩和策を含めて、該当職員の納得を得るために早く法人の考え方を提出するように求めてきた。ところが、2ヶ月以上回答がないまま、2月18日に突然、1年間の半額廃止と翌年からの全額廃止を4月1日に実施する案を出してきた。しかも、3月3日の経営協議会に諮ると予告し、団体交渉すら実施しないうちに、すでに実施を決めたかのようなスケジュールを組んでいる。事務局長が交代した途端、これまでの交渉経過を無視するような乱暴なやり方に憤りを禁じ得ない。この経過は、誠実交渉義務違反であり、不当労働行為に相当する。

#### <今後の進め方>

1. 代議員会の議を経て、法人に団体交渉を要求し、4月1日実施を延期し、ひきつづき、話し合いを続けることを求める。
2. 組合は該当する職員名の通知を求めたが、法人は断ってきた。不利益を被ることが明らかな組合員を組合に明かさず、個別に不利益を強制するものであり、組合員の団結権を侵す不当労働行為に相当する。上述の不誠実交渉の事由とともに、労働委員会に提訴することを検討する。
3. 該当する組合員は、法人から現給保障打ち切りの提案があったとき、いささかでも納得できない場合には回答を保留し、組合の交渉結果や労働委員会などへの提訴を待つことができる。そのうえで、組合への救済意図を明確にするために、下記の申立書を組合宛てに送付していただきたい。組合は、申し立ての事実を含めて、申立人の氏名その他、一切の個人情報秘匿し、申し立てた組合員と相談をしながら、本人の利益をはかるためにだけ行動いたします。

---

#### 現給保障廃止についての申立書

私は、法人より提案された現給保障廃止について同意できないため、京都工芸繊維大学職員組合（過半数組合）に救済を申し立てます。

（申し立て内容）\*空白でも別紙でも構いません。可能な範囲でお書きください。

所属・職：

氏名：

⑩